別添１

令和８年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準

１　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体（以下「企業等」という。）

次の（１）から（６）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の雇用に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

（１）ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること。

・ 応募用紙（別添２）の「母子家庭の母、父子家庭の父の就業促進に係る考え方」を踏まえて判断する。

（２）ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること。

・ 応募用紙（別添２）の「母子家庭の母及び父子家庭の父が仕事と家庭を両立して定着し働き続けやすくなるような積極的な取組の実施状況」等の実施状況を踏まえて判断する。

（３）ひとり親家庭の親を相当数雇用していること。

基準日及びその１年前の時点において、全従業員数が 100 人以上の企業等にあっては次のア及びイを、全従業員数が 99 人以下の企業等にあっては次のウ及びエを満たすこと。

【全従業員数が 100 人以上の企業等の場合】

ア　全従業員のうち、ひとり親家庭の親の割合が３％以上であること。

イ　全従業員のうち、ひとり親家庭の親を正社員（短時間正社員を含む。）として一定程度雇用していること。

【全従業員数が 99 人以下の企業等の場合】

ウ　ひとり親家庭の親を３人以上雇用していること。

エ　全従業員のうち、ひとり親家庭の親を正社員（短時間正社員を含む。）として一定程度雇用していること。

（４）　基準日時点で雇用されているひとり親家庭の親の平均勤続年数が１年以上であること。

（５）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

（６）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

２　母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業等

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、ひとり親家庭の親の就業機会の確保に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

（１）母子・父子福祉団体（※１）又はひとり親家庭の親に対する年間発注額について、次により算出した割合が３％以上であること。

【計算式】　X　÷（Y+X）≧ 3%

X：ひとり親家庭の親の雇用換算人数＝（母子・父子福祉団体に対する年間発注額＋ひとり親家庭の親に対する年間発注額）÷236 万円

Y：全従業員数－雇用するひとり親家庭の親の数

※１　母子・父子福祉団体とは、ひとり親家庭の親や寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする法人。（例）母子寡婦福祉連合会、ひとり親家庭等福祉連合会、母子寡婦福祉会、ひとり親家庭福祉会　など

（２）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

（３）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。